第5次岡山県消費生活基本計画 素案(概要)

県では、令和3年3月に策定した「第4次岡山県消費生活基本計画」に基づき、安全で安心な消費生活を送ることができる社会の実現に向けて各種施策を推進しているところですが、今年度で計画期間が終了するため、「第5次岡山県消費生活基本計画」を策定することとし、このたび素案を次のとおり取りまとめました。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き活き岡山』の 実現」のためには、消費者が安全な商品やサービスを安心して消費できることや、 自ら考え行動する自立した消費者であることが必要です。

県では、こうした社会の実現に向けて各種施策を計画的かつ総合的に推進するため、平成18 (2006) 年の「岡山県消費生活基本計画」から令和3 (2021) 年の「第4次岡山県消費生活基本計画」まで5年ごとに計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

これまでの成果と課題等を踏まえ、各種施策をより一層、計画的かつ総合的に推進するため、「第5次岡山県消費生活基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

岡山県消費生活条例第9条に基づく基本計画とします。また、消費者教育推進法 第10条第1項に基づく県計画にも位置付けます。

3 計画の期間

令和8 (2026) 年度から令和12 (2030) 年度までの5年間とします。

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

1 消費生活をめぐる最近の状況

消費生活をめぐる社会状況、県消費生活センターの相談状況、県民の消費生活に 関する意識について記述します。

2 消費者行政の状況

国の状況、県の状況、市町村の状況について記述します。

3 「第4次岡山県消費生活基本計画」の取組状況

(1) 主な成果

消費者被害の救済と防止のため、研修や巡回指導等により消費生活相談体制の 強化を図るとともに、地域における見守り体制の充実を図りました。また、各種 啓発セミナーの開催や学校教育等における消費者教育の推進により、ライフステ ージに応じた学びの機会を提供しました。 さらに、消費者の主体的な行動を促進するための広報・啓発を展開したほか、 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会や安全の確保を図るため、事業者への立 ち入り調査や情報提供を行いました。

(2) 今後の課題

①消費生活相談体制の充実

複雑化・多様化する消費者問題に的確に対応するため、県消費生活センターの対応機能の一層の充実を図るとともに、市町村の消費生活相談体制の充実を支援します。

②配慮を要する消費者の被害防止

高齢者、障害のある人、若年者、外国人等に対して、それぞれの特性に配慮 したきめ細かな支援や見守り体制を充実させます。

③ライフステージに応じた消費者教育の実施

すべての消費者が有する多様な脆弱性を踏まえ、それぞれのライフステージ に応じた学びの機会を提供できるよう引き続き取り組みます。

第3章 目標と取組

1 計画の体系図

(別紙のとおり)

基本目標Ⅰ「消費者被害の防止・救済」

基本目標Ⅱ「消費者教育の推進」

基本目標Ⅲ「消費者の主体的な活動への支援」

基本目標IV「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」

基本目標V「安全・安心な商品・サービスの確保」

2 基本目標、重点目標と施策の方向

(別紙のとおり)

3 計画期間中の重点施策

「消費生活相談体制の充実」、「配慮を要する消費者の被害防止」、「ライフステージに応じた消費者教育の実施」を重点施策とし、重点的に取り組みます。

日標値

8の目標値を設定(別紙のとおり)

第4章 計画の進め方

県民や関係機関等と一層の連携を図りながら、計画推進のための施策に取り組みます。

社会情勢、国の施策動向等により、必要があれば適宜計画を見直します。

体系図

|基本目標 | 消費者被害の防止・救済 基本目標皿 消費者の主体的な活動への支援 〈重点目標〉 〈施策の方向〉 〈重点目標〉 〈施策の方向〉 ①県消費生活センターの充実 ①エシカル消費(倫理的消費)の普及啓発 消費生活相談体制の充実 「重点施策] 公正で持続可能な社会を目指し ②市町村の相談体制充実への支援 ②「もったいない」運動の推進 た消費生活の促進 ③地球温暖化防止対策の推進 ④食品ロス削減の推進 ①高齢者等の消費者被害を防止するための地域の 2 配慮を要する消費者の被害防止 ⑤カスタマーハラスメント対策 見守りネットワーク構築の促進 「重点施策〕 ②障害のある人の支援ネットワーク構築の促進 ③若年者の消費者被害防止 ①消費者団体の活動の促進 2 消費者の組織活動の促進 ④外国人の消費者トラブルの解決支援 ②消費者団体の交流・連携の促進 ⑤消費者の権利擁護 3 消費者の意見の反映 ①消費者と行政の連携 3 消費者被害からの救済 ①様々な被害からの救済 基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保 〈重点日標〉 〈施策の方向〉 ||基本目標Ⅱ 消費者教育の推進 〈重点目標〉 〈施策の方向〉 ①規格・表示・計量等の適正化 1 規格・表示等の適正化 ①学校教育等での消費者教育の推進 ライフステージに応じた消費者 ①適正な事業活動の促進 ②地域社会での消費者教育の推進 2 取引における公正・公平の確保 教育の実施 [重点施策] ②悪質な事業者の取締り ③家庭での消費者教育の推進 ④職域での消費者教育の推進 ①価格・需要動向の監視 3 公正な価格の形成 ②物価情報の提供 2 若年者への消費者教育の推進 ①若年者への消費者教育・啓発の推進 ①生鮮食料品の安定供給 4 生活必需品の安定供給 ①幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の 3 消費者教育を担う人材の育成 ②緊急時における生活物資等の確保 ②大学等における教職員の指導力の向上 ③地域人材の育成 基本目標 V 安全・安心な商品・サービスの確保 ①環境教育との連携 4 他の関連する教育との連携 〈重点目標〉 〈施策の方向〉 ②食育との連携 ① 生産段階での食の安全確保 ③金融経済教育との連携 1 生産から消費に至る一貫した食 ②製造から販売段階での食の安全確保 ④情報教育との連携 の安全確保 ③消費段階での食の安全確保 ⑤その他の関連する教育との連携 ①家庭用品等の安全性の確保 5 消費生活に関する啓発・情報提供 ①消費生活に関する啓発・情報提供の充実 2 商品(食品以外)・サービスの ②医薬品等の安全性の確保 安全性の確保 ③サービスの安全性の確保 ④住宅の安全性の確保

3 安心の定着に向けた信頼の確立

①情報の提供

②相互理解の促進

【目標値】

重点施策 1 消費生活相談体制の充実	現況値	目標値
消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率	85.9% (R7)	90.0% (R12)
消費生活相談員を配置する市町村数 (派遣相談員を 含む)	16 市町 (R7)	27 市町村 (R12)
県内の消費生活相談員の研修参加率	89. 1% (R5)	100% (R12)
消費者ホットライン 188 の認知度 (「言葉も内容も知っている」)	17. 9% (R6)	30.0% (R12)

重点施策2 配慮を要する消費者の被害防止	現況値	目標値
「消費者安全確保地域協議会」を設置した市町村の数	5 市 (R7)	10 市町村 (R12)
高齢者や障害のある人を対象とした出前講座等の 実施回数(5年累計)	102 回 (R2~R6 累計)	160 回 (R8~R12 累計)

重点施策3 ライフステージに応じた消費者教育の 実施	現況値	目標値
消費者啓発セミナー等の受講者数 (5年累計)	19,719 人 (R2~R6 累計)	30,000 人 (R8~R12 累計)
実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施 する公立の高等学校等の割合	98.5% (R6)	100% (R12)